

株式会社京都銀行が実施する 株式会社光洋に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社京都銀行が実施する株式会社光洋に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2022年9月30日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社光洋に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社京都銀行

評価者：株式会社京都総合経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、京都銀行が株式会社光洋（「光洋」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、京都総合経済研究所による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。京都銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、京都総合経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、京都銀行及び京都総合経済研究所にそれを提示している。なお、京都銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とし

- た中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

京都銀行及び京都総合経済研究所は、本ファイナンスを通じ、光洋の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、光洋がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

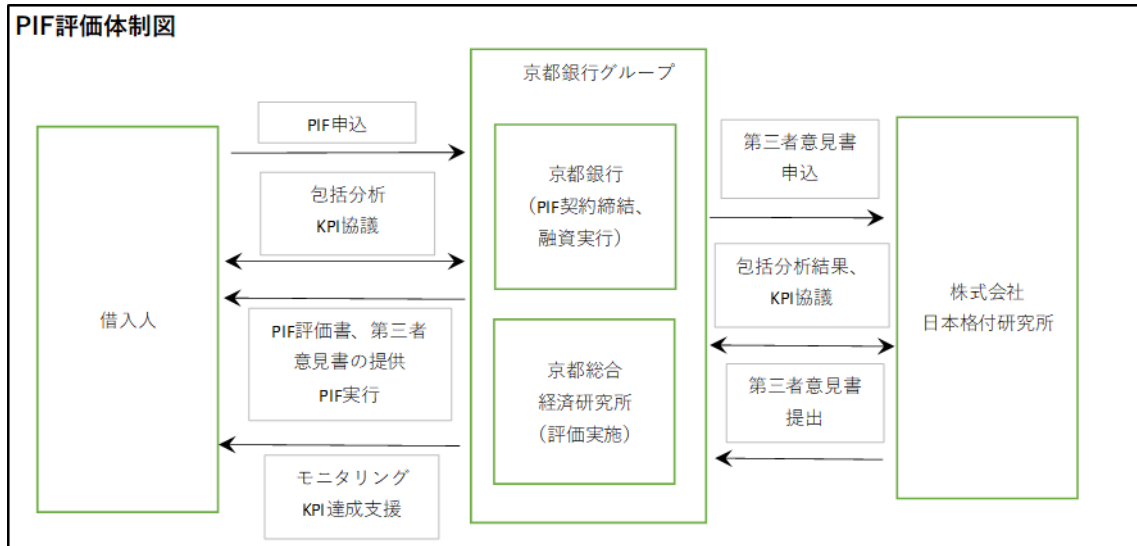
JCR は、京都銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 京都銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs



(出所：京都銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、京都銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、京都銀行からの委託を受けて、京都総合経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て京都総合経済研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、京都総合経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面

のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である光洋から貸付人である京都銀行及び評価者である京都総合経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

川越 広志

川越 広志



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：株式会社光洋

2022年9月30日
株式会社京都総合経済研究所

目次

1. 本ファイナンスの内容	… 1
2. 【光洋】の概要	… 1
(1) 企業概要	
(2) 事業内容	
(3) 経営理念	
(4) 事業活動	
3. UNEP FI が掲げるインパクトレーダーとの関連性	… 12
(1) ポジティブなインパクト領域、テーマとその内容、関連する SDGs	
(2) ネガティブなインパクト領域、テーマとその内容、関連する SDGs	
4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトと関連する SDGs	… 17
(1) ポジティブなインパクト領域による KPI	
(2) ネガティブなインパクト領域による KPI	
5. 【光洋】のサステナビリティ管理体制	… 21
6. モニタリングの頻度と方法	… 21

株式会社京都総合経済研究所（以下、「京都総研」という）は、株式会社京都銀行（以下、「京都銀行」という）が株式会社光洋（以下、「光洋」という）に対して「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（以下、「本ファイナンス」という）を実施するにあたって、光洋の活動が、社会・環境・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という）の協力を得て、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業※1 に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

1. 本ファイナンスの内容

金額	500,000,000 円
資金用途	運転資金
契約日	2022 年 9 月 30 日
モニタリング期間	3 年

2. 【光洋】の概要

（1）企業概要

【企業名】	株式会社光洋
【代表者名】	石割 幹記
【所在地】	大阪府東大阪市布市町 4 丁目 3 番地 19 号
【会社沿革】	1966 年 金属精密小物ばねメーカーとして株式会社光洋発條製作所を設立 1979 年 光洋発條協業組合に組織変更 1990 年 株式会社光洋（現企業名）に組織変更 1995 年 異径型クイックファスナーを開発 2006 年 ISO14001 認証取得 2010 年 ISO9001 認証取得 2016 年 会社創立 50 周年 2017 年 ISO14001 と ISO9001 を統合マネジメントシステムに移行

	2020年 厚生労働省より「ユースエール認定企業」に選定 大阪中小企業顕彰事業実行委員会より「大阪ものづくり優良企業賞 2019」の「優良企業賞」、「知的財産部門賞」を受賞		
【資本金】	10 百万円		
【従業員数】	47 名（2022 年 8 月末時点）		
【売上高】 （地域）	1,182 百万円（2021 年 12 月期） 日本 100%		
【主な取引先】	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">（販売先） 株式会社ノーリツ 大成工業株式会社 株式会社テクノアソシエ 名興発條株式会社 下田工業株式会社</td> <td style="vertical-align: top;">（仕入先） 鈴木鋼材株式会社 開進工業株式会社 株式会社特発三協製作所 株式会社東栄スプリング製作所 株式会社関西プレック</td> </tr> </table>	（販売先） 株式会社ノーリツ 大成工業株式会社 株式会社テクノアソシエ 名興発條株式会社 下田工業株式会社	（仕入先） 鈴木鋼材株式会社 開進工業株式会社 株式会社特発三協製作所 株式会社東栄スプリング製作所 株式会社関西プレック
（販売先） 株式会社ノーリツ 大成工業株式会社 株式会社テクノアソシエ 名興発條株式会社 下田工業株式会社	（仕入先） 鈴木鋼材株式会社 開進工業株式会社 株式会社特発三協製作所 株式会社東栄スプリング製作所 株式会社関西プレック		
【業 種】	金属製品製造		

(2) 事業内容

1966年の創業時は、金属精密小物ばねメーカーとして、ラジオカセットテープレコーダー、ビデオデッキの機構部分に使用される弱電用ばね部品を製造していたが、現在はガス器具部品（給湯器やガスコンロなど）や自動車用部品（エアクリーナーや車載シートなど）のほか、水回り部品（トイレ・洗面所の排水管など）、鉄筋連結金具（建築・土木用基礎）など幅広い業界への製品を製造している。

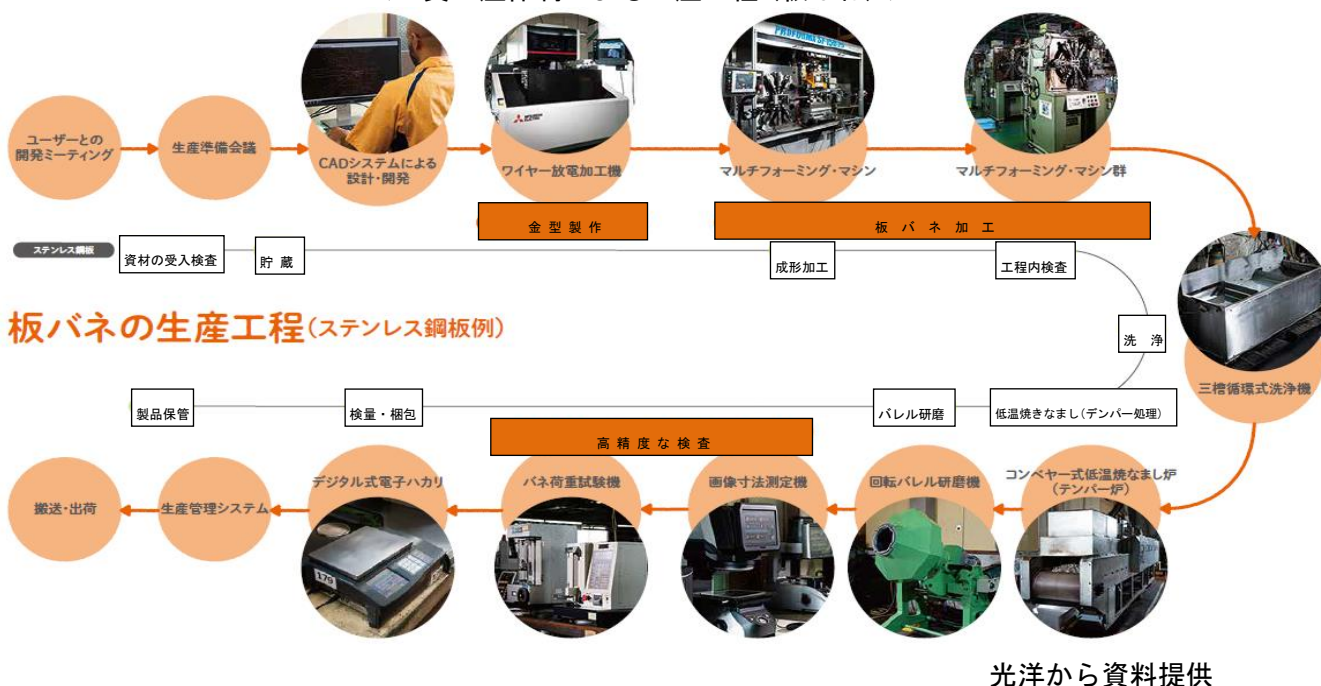
製品は主に板ばね、線ばね、線加工品を取り扱っており、なかでも、主力製品であるクイックファスナー（板ばねの一種）は、ワンタッチで着脱できる容易さから様々な給湯器の配管部分に採用されている。

一般的に、板ばね製造には金型の設計・製作が必要となり、専門性を有することから線ばねのみの取り扱いとする企業も少なくない。光洋では、長年の業歴で蓄積された知識・技術により、金型の設計・製作を自社で行うことができることから、マルチフォーミングマシン※2の導入につながり、線ばねだけでなく板ばねの両方の取り扱いを実現している。

これらの強みから、「提案型ものづくり」を得意としている。商談の中から、取引先が求めている製品を読み取ることに長け、例えば板ばねの場合は下図の通り、資材の受入検査、貯蔵、金型製作、成形加工、工程内検査、洗浄、低温焼きなまし（熱処理）、バレル研磨（表面仕上げ）、高精度な検査、検量・梱包、製品保管、搬送・出荷まで自社で行える一貫生産体制により、その製品をいち早く形にしたことが、ガス器具部品や自動車用部品などの製造につながり、様々な業界の産業発展に貢献している。

※2 板材をプレス加工や曲げ加工、切断加工など複数の加工を1台で行うことができ、部品を連続で製造できる加工機。製造工程で金型を必要とするが、プレス加工より材料ロスが少なく、軽微な設計変更にも迅速に対応することができる。

＜一貫生産体制による生産工程（板ばね）＞



2020年には、熟練の技や技術の高度化への努力が認められ、「大阪ものづくり優良企業賞※3 2019」の「優良企業賞」と併せて「知的財産部門賞※4」の表彰を受けている。

＜「大阪ものづくり優良企業賞 2019」の認定書＞



光洋より資料提供

※3 大阪中小企業顕彰事業実行委員会が、大阪府内のものづくり中小企業を公募し、学識経験者等で構成する審査委員会が「技術・品質・コスト・納期・財務・CSR」の視点で審査し、選定する

※4 「優良企業賞」受賞企業のうち、特許権を事業化・活用し、高い評価を獲得した企業を併せて表彰する

【板ばね】

薄板ばねとも呼ばれ、平板またはフープ材に打抜加工、曲げ加工、潰し加工などを加えて製造する。曲げのみの単純な形状から必要などころにばね機能をもたせる複雑な形状まで存在し、光洋では、仕様用途に合わせた形状の設計・加工を行い、そのほとんどがカスタム製品となっている。

<製品例>



<クイックファスナー>

板ばねの一種で、配管同士の接続部分を固定する留め具として使用される。以前はネジなどで固定する配管固定バンドが主流であったが、ワンタッチで簡単・便利に脱着できる「クイックファスナー」の導入により作業効率向上に大きく貢献している。エネルギー効率の良い給湯器をはじめ、ガスコンロや給水・給湯・排水管等の接続継手結合方法として幅広く利用されており、取引先によってニーズは多種多様なため、「異径型クイックファスナー」や「樹脂カバー付きクイックファスナー」など豊富なラインナップで対応している。

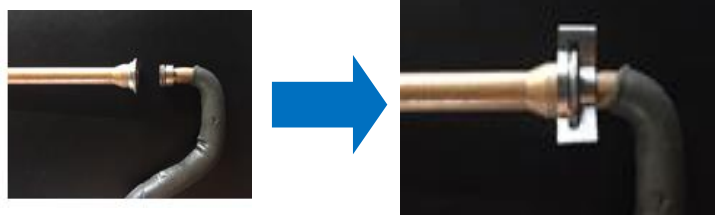
<製品例>



異径型クイックファスナー



光洋 HP にて掲載



径の異なるパイプ同士を結合

光洋から資料提供

【線ばね】

線材を加工したばねを指し、線ばねの基本タイプ形状である「圧縮コイルばね（押しばね）」は、押す力に対して、戻ろうとする力を利用する。両方向に引っ張る力を利用して用途を満たす「引張りコイルばね（引きばね）」や「キックばね」を製造している。

<製品例>



【線加工品】

線材を曲げたり、丸めたり、捻ったり、圧縮・引張したりして、特定の形状に加工した製品。組み込まれる製品や用途によって形状は様々で、技術力を活かしてニーズに対応している。

<製品例>



光洋 HP にて掲載

(3) 経営理念

経営理念として、「六方よし」を掲げ、近江商人が用いたとされる「三方よし」（売り手よし・買い手よし・世間よし）の理念に、「作り手よし」「地球よし」「未来よし」を加えている。取引先や社員だけでなく、社会や地球環境の側面においても価値あるモノを提供することで、光洋は未来に向け持続的に成長することができると考え、人と社会をモノづくりでつなぐ豊かな社会の実現を目指している。

また、モノづくりのコンセプトとして「New Try & Quick Response for Customer」を掲げている。顧客第一とする上で、幅広いニーズに応えられるよう、社員一人一人が既成観念にとらわれず合理性を追求し、「新しい発想」「新しい製造プロセス」に挑戦することで、何事においても素早い対応を心掛けている。また、モノづくりにおける3つの約束として、[MAKE] BETTER（日々改善につとめ良い物を作る）、[MAKE] NEW（常に勉強し知恵を絞り新しい物を創る）、[MAKE] DIFFERENCE（他を追随させぬ個性在る物を作る）のスリー[M]を掲げている。

毎年開催する経営方針発表会で、石割社長から全社員に向けた講話を通じて、経営理念やモノづくりのコンセプトの周知徹底を行っている。

経営理念
『六方よし』
光洋モノづくりコンセプト
New Try &
Quick Response for Customer
株式会社 光洋が約束する
スリー[M]
[MAKE] BETTER
日々改善につとめ良い物を作る
[MAKE] NEW
常に勉強し知恵を絞り新しい物を創る
[MAKE] DIFFERENCE
他を追随させぬ個性在る物を作る

光洋より資料提供

(4) 事業活動

【組織体制】

営業管理部、製造部、総務部、品質保証部の4つの部で構成されており、営業管理部は営業課、管理課、製造部は製造1課、製造2課、生産技術課で組織されている。

【品質管理の維持・向上】

2010年10月に品質マネジメントシステム「ISO9001」の認証を取得（2017年9月に環境マネジメントシステム「ISO14001」と統合し、「統合マネジメントシステム」に移行）し、「品質・環境方針」（2019年1月に制定）を掲げ、実践することで、高品質で高性能な製品づくりに取り組んでいる。

品質の維持・向上に向けて、ISO推進委員会を中心に活動している。ISO推進委員会は、委員長、副委員長（1名）、推進責任者（4名）、推進委員（6名）の12名で構成され、3か月に1回開催し、業務改善により、PDCAサイクルが有効に機能していることを確認・検証している。

現場単位では、毎年設定する加工不良発生件数など品質目標の達成に向け、進捗状況やその改善策を毎月管理表にまとめISO推進委員会へ提出し、ISO推進委員会は、改善策の有効性を検証し、継続的な改善を図っている。

品質・環境方針

当社は、バネを中心とした部品の開発設計、製造及び販売する事業活動と共に品質向上と環境保全に向けた下記取組みを行います

1. ISO規格の要求事項に適合した品質、環境の統合マネジメントシステムを構築し、継続的に改善します。
2. 事業活動に関わる環境側面を常に認識し、環境汚染の予防に努めます。
3. 法的要求事項、及び当社が同意する利害関係者からの要求事項を順守します。
4. 下記項目を重要テーマとして品質・環境目標を設定し取組みます。
また品質・環境目標は年度ごとに設定し、必要により見直しします。
 - (1) 顧客満足を得るために、品質の改善向上を目指します。
 - (2) 地球温暖化防止を図るため、Co2低減を推進します。
 - (3) 産業廃棄物削減のために、省資源を推進します。
 - (4) お客様のニーズを捉えた製品をもって、提案営業活動を推進します。
5. この方針は、当社で働く全ての人へ周知徹底を行うとともに、広く公開します。

2019年 1月 1日
株式会社 光洋
代表取締役 石割 幹記

光洋より資料提供

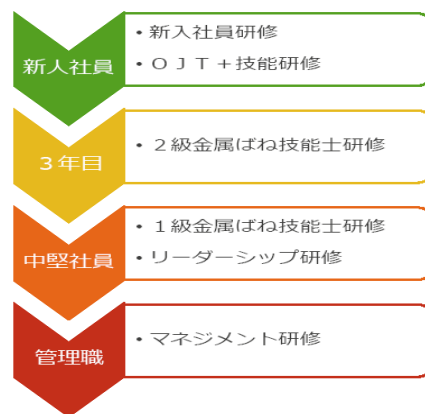
【社員育成の取り組み】

石割社長は全社員に対し、日頃からコンプライアンスを徹底している。

ばね製造の明日を担う社員の育成に力を入れており、右図の通り、新入社員から管理職まで階層毎の研修を定め、「研修体系」にまとめている。社員毎に育成者を任命し、社員に求められる業務スキルや評価基準を踏まえ、半期毎に担当職務・着眼点・スキルアップの各目標を育成者が社員と個別に面談を行った上で設定し、「育成方針シート・コミュニケーション面談シート」を作成している。育成者は指導対象の社員にOJTを行い、そのシートをもとに月1回以上面談を実施し、各人の目標達成に向けた指導を行っている。

日々技術力の向上に取り組むよう指導する中、その手段の1つとして資格取得を推奨し、国家資格の金属ばね製造技能士線ばね製造作業1級、金属ばね製造技能士薄板ばね製造作業1級など多くの資格保有者がいる（2022年8月末時点の保有資格は下図の通り）。

<研修体系>



<保有資格（一部抜粋）>

資格名称	資格者数
金属ばね製造技能士線ばね製造作業 1級	11名
金属ばね製造技能士薄板ばね製造作業 1級	10名
金属熱処理技能士 1級	3名
金属ばね製造技能士線ばね製造作業 2級	3名
金属ばね製造技能士薄板ばね製造作業 2級	6名

光洋より資料提供

一般社団法人日本ばね工業会には、優良ばね製造技能者認定表彰制度※5があり、保有する資格数などに応じてプラチナ賞、金賞、銀賞として表彰される。光洋では、プラチナ賞3名、金賞5名、銀賞1名と多くの社員が表彰を受け、高い技術力を誇っている。

また、新入社員・若手社員を対象としたメンター制度を導入している。他部署の年齢の近い先輩社員と月1回面談し、業務の相談だけでなく、プライベートの悩みなどを相談することができる。就業規則で定める「業務成績、優良で他の模範と認められる」などの表彰基準を満たし、実績があった社員には「優良従業員表彰」を行うなど、モチベーションの向上につなげている。

※5 ばね製造に携わる従業員の意欲向上と製造技術の向上と継承を目的としている。「プラチナ賞」は、金属ばね製造技能士線ばね製造作業、金属ばね製造技能士薄板ばね製造作業、金属熱処理技能士の3つの1級資格を保有あるいは、このうちの2資格と関連職種（機械加工など）の1級資格保有者が対象。「金賞」は、金属ばね製造技能士線ばね製造作業、金属ばね製造技能士薄板ばね製造作業あるいは、金属熱処理技能士のうち2つの1級資格保有者、「銀賞」は、この資格のうち1級を1つと関連職種を含むその他の2級資格の保有者を対象としている。

【働きがいのある職場環境の構築】

①ダイバーシティ経営

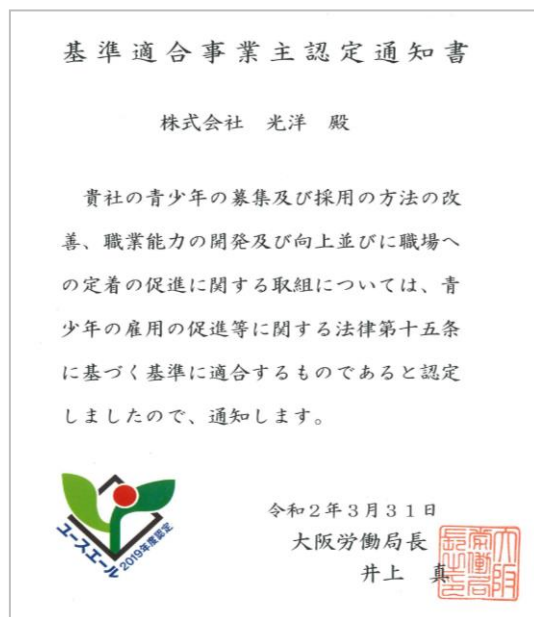
性別や国籍、年齢を問わず、多様な人材の採用を積極的に推進している。

現在全社員に占める女性従業員の割合は16%を占めている。外国人は2名在籍し、うち1名は勤続年数が10年を超え長期間、製造部門で活躍している。60歳の定年を迎えた社員についても、希望があれば定年再雇用により満65歳まで働き続けられる環境を提供している。

そのほか、2018年以降、毎年1名以上の新卒採用を安定して続けている。2020年には、若者の採用・育成に積極的な企業として、「ユースエール認定企業※6」の認定を取得している。

※6 若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業に対して、厚生労働大臣が認定する制度（認定通知書は各都道府県労働局長が発行）。認定を受けるには、離職率や月平均所定外労働時間、有給休暇取得など基準となる要件を満たす必要がある。

<「ユースエール認定企業」の認定通知書>



光洋より資料提供

②労働環境の整備

「就労環境における安全・保健・豊かさを守る」ことを目的に、安全衛生委員会のもと安全衛生活動に取り組んでいる。

安全衛生委員会は、委員長と副委員長のほか、各部署から1名ずつ選出した委員（4名）の計6名で構成され、毎月1回開催している。活動内容は、主に委員が安全衛生職場巡視チェックリストをもとに、パトロールを毎月実施し、気付いた点を安全衛生委員会に報告、安全衛生委員会ではその報告を受け、指摘事項をまとめ各部署へそれぞれフィードバックしている。各部署では改

善策を安全衛生委員会へ報告し、改善策を実践することで、安全の維持・向上の徹底を図っている。

これらの取り組みにより、労働災害の発生件数は2017年の5件をピークに、2018年4件、2019年1件となり、2020年以降、労働災害は発生していない。

③働き方改革の推進

石割社長の「長時間労働は疲労により、生産性の低下につながることから不必要な時間外労働はさせない」との方針のもと、各部長は勤怠管理システムの活用により配下の社員の勤務実態を把握し、時間外労働削減に向けての指導を行っている。業務手順の見直しなどにより効率化を図り生産性が向上した結果、社員一人当たりの月平均時間外労働は2019年度6.0時間、2020年度4.6時間、2021年度2.1時間と年々減少している。

また、10頁の「①ダイバーシティ経営」に記載の通り、60歳定年を迎えた社員についても、満65歳まで働き続けられる就労環境を整えている。

有給休暇の取得は、2012年4月から半日単位での取得を可能とし、また、付与される日数のうち4日は、社員の希望する時期をあらかじめ聴取して原則認める仕組みを導入することで、計画的な取得かつ円滑な業務運営ができる体制が構築されている。2021年度の社内平均有給休暇取得日数11.8日は全国平均10.1日（厚生労働省令和3年就労条件総合調査）を上回っている。

【環境負荷の低減】

2006年10月に環境マネジメントシステム「ISO14001」の認証を取得（2017年9月に品質マネジメントシステム「ISO9001」と統合し、「統合マネジメントシステム」に移行）し、「品質・環境方針」を掲げ、毎年設定する環境目標の達成に向け、ISO推進委員会のもと取り組んでいる（環境負荷の低減に向けたISO推進委員会の活動は、8頁参照）。

具体的な取り組みとしては、電気使用量の削減を目標に掲げ、クールビズ及びウォームビズの推進、エアコンの温度管理、LED照明の100%導入、定期的な空調設備の清掃など社内全体で省エネにつながる活動を実践している。また、2015年1月より本社屋根に太陽光発電システムを設置し、発電した電気は関西電力に売却し、再生可能エネルギー利用率への増加に貢献している。

製造工程で排出された鉄スクラップや廃プラスチックなど適切な分別を行ったのち、外部業者を通じて処理、再利用されている。一般ごみや不燃性ごみについては、2006年から排出量目標を設定、管理表で管理している。毎年排出量削減に取り組んできたことから目標を達成しており、更なる排出量抑制に向けて取り組んでいる。

製造工程より発生した排水は、沈殿槽を通して不純物を取り除き、基準値以下であることを確認した上で、工場排水として下水道に放出している。基準値管理については、法令による3年毎の外部業者による検査のほか、社内でも毎月自主的に検査し、徹底されている。

3. UNEP FIが掲げるインパクトレーダーとの関連性

＜社会＞		
入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一連の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水	食料	住居
健康・衛生	教育	雇
エネルギー	移動手段	用
文化・伝統	人格と人の安全保障	情報
正義		
強固な制度・平和・安定		


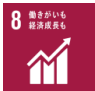





＜環境＞		
質（物理的・化学的構成・性質）の有効利用		
水	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		

＜経済＞	
人と社会のための経済的価値創造	
包摂的で健全な経済	経済収れん





（ はポジティブ、 はネガティブなインパクト領域を表示）

(1) ポジティブなインパクト領域、テーマとその内容、関連するSDGs

＜社会＞


インパクト領域	テーマ	内容	関連するSDGs
教育 雇用	社員育成の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・社員毎に育成者を任命し、社員に求められる業務スキルや評価基準を踏まえ、担当職務・着眼点・スキルアップの各目標を設定し、育成者が指導対象の社員にOJTを行い、月1回以上面談を実施し、目標達成に向けた進捗を管理 ・国家資格の金属ばね製造技能士線ばね製造作業1級、金属ばね製造技能士薄板ばね製造作業1級など多くの資格保有者を有し、優良ばね製造技能者認定表彰制度では、プラチナ賞3名をはじめ、多くの社員が表彰を受け、高い技術力を誇る ・メンター制度導入のほか、就業規則で定める表彰基準を満たし、功績があった社員には「優良従業員表彰」を行うなど、モチベーションを向上 	  
雇用	ダイバー シティ経営	<ul style="list-style-type: none"> ・女性や外国人、60歳の定年を迎えた社員の再雇用、新卒採用など性別や国籍、年齢を問わず、多様な人材の採用を積極的に推進 ・2020年から若者の採用・育成に積極的な企業として、「ユースエール認定企業」の認定を取得 	  
移動手段		<ul style="list-style-type: none"> ・自社での金型設計・製作により、板ばね製造を可能とし、自動車用部品（エアクリーナーや車載シートなど）の製造に貢献 	

＜経済＞








インパクト領域	テーマ	内容	関連するSDGs
包括的で健全な経済		13 頁＜社会＞の インパクト領域：「雇用」テーマ：「ダイバーシティ経営」と同様	  
経済収れん		・「提案型ものづくり」を得意とし、取引先が求めている製品を読み取ることに長け、自社で行える一貫生産体制により、その製品をいち早く形にしたことが、ガス器具部品や自動車用部品などの製造につながり、様々な業界の産業発展に貢献	

(2) ネガティブなインパクト領域、テーマとその内容、関連するSDGs

＜社会＞

インパクト領域	テーマ	内容	関連するSDGs
雇用	労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生委員によるパトロールを毎月実施し、安全衛生委員会へ報告、安全衛生委員会で指摘事項をまとめ各部署へそれぞれフィードバック、各部署では改善策を安全衛生委員会へ報告し、安全の維持・向上を徹底 	
	働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各部長は勤怠管理システムの活用により配下の社員の勤務実態を把握し、時間外労働削減に向けての指導を行い、業務手順の見直しなどにより効率化を図ることで生産性が向上し、時間外労働を減少 有給休暇は、半日単位での取得を可能とし、また、付与される日数のうち4日は、社員の希望する時期をあらかじめ聴取して原則認める仕組みを導入 	

＜環境＞

インパクト 領域	テーマ	内容	関連する SDGs
水 気候 廃棄物	環境負荷の 低減	<ul style="list-style-type: none"> ・「ISO14001」の認証を取得し、「品質・環境方針」を掲げ、毎年設定する環境目標の達成に向け、ISO 推進委員会のもと取り組んでいる ・製造工程より発生した排水は、沈殿槽を通して不純物を取り除き、基準値以下であることを確認した上で、工場排水として下水道に放出 ・排水の基準値管理は、法令による3年毎の外部業者による検査のほか、社内でも毎月自主的に検査を実施 ・CO₂排出量の削減に向け、電気使用量の削減を目標に掲げ、クールビズ及びウォームビズの推進、エアコンの温度管理、LED 照明の100%導入、定期的な空調設備の清掃など社内全体で省エネにつながる活動を実践 ・製造工程で排出された鉄スクラップや廃プラスチックなどは、適切な分別を行ったのち、外部業者を通じ処理、再利用 ・一般ごみや不燃性ごみは、2006年から排出量目標を設定し、管理表で管理、毎年排出量削減に取り組んできたことから目標を達成しており、更なる排出量抑制に向けて取り組む 	     
資源効率・ 安全性	品質管理の 維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「ISO9001」の認証を取得し、「品質・環境方針」を掲げ、毎年設定する加工不良発生件数など品質目標の達成に向け、ISO 推進委員会のもと品質の維持・向上に取り組んでいる 	

インパクトの特定にあたっては、UNEP FI から公表されているインパクトレーダー及びインパクト分析ツールを活用した独自の評価ツールを使用しているが、発出したネガティブインパクトのうち、光洋のインパクトと特定しなかったもの及び理由は以下の通りである。

分類：＜環境＞ インパクト：「大気」




光洋の事業活動において、「大気」は、製造工程で有害物質や大気汚染は発生していないことから、ネガティブインパクトと特定しない

4. 本ファイナンスでKPIを設定したインパクトと関連するSDGs

光洋は京都銀行と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、「KPI」という）と関連するSDGsを設定した。

(1) ポジティブなインパクト領域によるKPI

<社会>

特定インパクト領域とKPI①	
インパクト領域	教育 雇用
取り組み、施策等	<p>【社員育成の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家資格の金属ばね製造技能士線ばね製造作業1級、金属ばね製造技能士薄板ばね製造作業1級など多くの資格保有者を有し、優良ばね製造技能者認定表彰制度では、プラチナ賞3名をはじめ、多くの社員が表彰を受け、高い技術力を誇る
設定したKPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年までに金属ばね製造技能士線ばね製造作業1級、金属ばね製造技能士薄板ばね製造作業1級の資格を5名取得する (2025年までの受験資格該当者：5名) ・2025年までに優良ばね製造技能者認定表彰制度のプラチナ賞の表彰者を3名増加させる (2022年8月末現在のプラチナ賞の表彰者：3名)
<p><関連するSDGs></p> <p>ターゲット4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>ターゲット8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>ターゲット9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。</p>	  

<社会・経済>

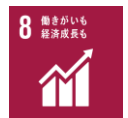
特定インパクト領域とKPI②	
インパクト領域	雇用 包摂的で健全な経済
取り組み、施策等	<p>【ダイバーシティ経営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性や外国人、60歳の定年を迎えた社員の再雇用、新卒採用など性別や国籍、年齢を問わず、多様な人材の採用を積極的に推進 ・2020年から若者の採用・育成に積極的な企業として、「ユースエール認定企業」の認定を取得
設定したKPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年までに女性従業員3名、外国人従業員3名を増員する (2022年8月末現在の女性従業員：7名、現在の外国人従業員：2名) ・「ユースエール認定企業」の認定を継続取得する
<p><関連するSDGs></p> <p>ターゲット 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p> <p>ターゲット 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>ターゲット 8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。</p> <p>ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用形態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> <p>ターゲット 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>	






(2) ネガティブなインパクト領域によるKPI

<社会>

特定インパクト領域とKPI③	
インパクト領域	雇用
取り組み、施策等	<p>【労働環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員によるパトロールを毎月実施し、安全衛生委員会へ報告、安全衛生委員会で指摘事項をまとめ各部署へそれぞれフィードバック、各部署では改善策を安全衛生委員会へ報告し、安全の維持・向上を徹底
設定したKPI	労働災害0件を継続する
<p><関連するSDGs></p> <p>ターゲット8.8</p> <p>移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用形態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	



＜環境＞

特定インパクト領域とKPI④	
インパクト領域	気候
取り組み、施策等	<p>【環境負荷の低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂排出量の削減に向け、電気使用量の削減を目標に掲げ、クールビズ及びウォームビズの推進、エアコンの温度管理、LED 照明の 100%導入、定期的な空調設備の清掃など社内全体で省エネにつながる活動を実践
設定したKPI	2025 年までに電力使用量を 2019 年対比 2%削減する
<p>＜関連するSDGs＞</p> <p>ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p> <p>ターゲット 11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>	
  	

5. 【光洋】のサステナビリティ管理体制

最高責任者	代表取締役 石割 幹記
管理責任者	常務取締役 竹井 謙啓
担当者	営業管理部次長 新谷 浩治
統轄部署	ワーキンググループ事務局

光洋が本ファイナンスを取り組むにあたり、ワーキンググループ事務局が中心となって自社の事業活動を棚卸し、インパクトレーダーやSDGsとの関連性について検討したうえでKPIを設定した。

本ファイナンス実行後においては、石割幹記代表取締役が最高責任者となり、管理責任者である竹井謙啓常務取締役を中心に戦略推進委員会がKPI達成に向けた活動を行い、ワーキンググループ事務局がKPIの進捗管理を行っていく。

6. モニタリングの頻度と方法

本ファイナンスで設定したKPIの達成及び進捗状況については、京都銀行と光洋の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業情報の場を通じて実施する。

京都銀行はKPI達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは京都銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI達成をサポートする。

以 上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、京都総研が光洋から依頼を受けて実施したものです。
2. 京都総研は、京都銀行及び光洋から供与された情報と、京都総研が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、JCRから、本ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社京都総合経済研究所

調査部 調査部部长 野々村 有 祐

研究員 森 本 奨 吾

〒600-8416

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700 番地

TEL (075) 361-2377 FAX (075) 361-7590